

クオンタムソリューションズ株式会社 定款

2026 年 5 月 28 日作成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、クオインタムソリューションズ株式会社と称し、英文では Quantum Solutions Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットに関連するコンサルティング事業
2. 社外特別企画事業の運営受託業務
3. コンピューターのソフトウェア企画開発及び受託事業
4. コンピューターのハードウェア企画開発及び受託事業
5. インターネットプロバイダ事業
6. 人材派遣事業
7. インターネット関連教育事業
8. インターネット関連書籍・マニュアル開発事業
9. インターネット関連コンピューター機器、端末機器仕入販売事業
10. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
11. 情報通信システムの企画、設計ならびに管理運営に関連する
コンサルティング事業
12. インターネットを利用した電子商取引事業
13. 広告に関する企画、制作及び広告代理店業
14. 企業経営に関する指導及びコンサルティング
15. 仮想通貨取引所運営に関するシステムの開発、研究、販売、
保守及びコンサルティング
16. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及び
コンサルティング
17. インターネットを利用したゲームの企画、開発、製作、配信、
運営、提供
18. A I（人工知能）に関する企画、開発、販売及び関連する
コンサルティング事業
19. 半導体の販売及び関連するコンサルティング事業
20. 投資事業
21. 傘下子会社およびグループの経営管理及びこれに附帯する業務
22. 輸出入貿易業

- 23. 古物営業法に基づく古物の買取、販売及び輸出入業
- 24. デジタルトークンの発行、販売、媒介、管理およびそれらに関連するプラットフォームの運営
- 25. デジタルアセットおよびそれに関連するサービスの提供
- 26. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、196,994,372株とする。

(単元株式数)

第6条の2. 当社の単元株式数は100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第8条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度末日の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(電子提供措置等)

第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1

名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠または増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）

の任期の満了する時までとする。

4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報 酬 等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 29 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会の議事録)

第 30 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 取締役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第34条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの利益配当金には、利息をつけない。

附 則

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、取締役会の決議をもって、第17回定時株主総会終結前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。